

平成29年度

地域型保育事業連携施設受入事業費補助金 評価表

NO.

17

所管部課名	市民福祉部 子育て支援課		担当者	有馬 憲一郎				
事務事業名	地域型保育事業連携施設受入事業							
根拠法令	市民福祉部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市地域型保育事業連携施設受入事業費補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成29年度 予算額 +A6:E10F18A7: F10	3,960 千円	国県支出金 千円	一般財源 3,960 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	事業実施事業所数		7		平成34年度			
成果指標②								
補助対象者	連携保育を受け入れる保育所等							
補助対象経費	地域型保育事業連携施設受入事業に係る人件費							
補助対象事業・活動の内容	連携保育を受け入れる事業の促進及び育成							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	年額660,000円を上限（連携を依頼する地域型保育事業者に複数の連携施設がある場合は、該当する連携施設の数で除した金額）							
上記項目の積算方法	事業の支援に要する職員の人件費相当分							
補助を受ける3年間の事業（団体）等の状況	収入	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	0		703,665	34.8%	2,115,125	44.5%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入				0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成			703,665	34.8%	2,115,125	44.5%
		市補助金			1,320,000	65.2%	2,640,000	55.5%
		（前年度繰越金）				0.0%		0.0%
		計	0		2,023,665	100.0%	4,755,125	100.0%
	支出	事業費				0.0%		0.0%
		人件費			2,023,665	100.0%	4,755,125	100.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）				0.0%		0.0%
		計	0		2,023,665	100.0%	4,755,125	100.0%
	支出計/前年度支出計						235.0%	
	自己資金/前年度自己資金						300.6%	
	翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%	
交付件数				3		4		
成果指標の推移①				3		4		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価への回答】なし（平成27年度創設）							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	基本的に連携を行う園の児童・保護者を対象としているが、間接的には市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①小規模保育事業は、卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定が求められており、本事業を円滑に進めるために必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	取り組むべき事業者の拡大が望まれており、補助金を交付することにより、職員が本事業の必要な支援を行うことができる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	事業者は、連携施設の確保に努めることが必要とされており、行政で実施するよりも事業者間で行うことが適切である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	職員の人件費相当の補助額としており、事業を行う上、適正である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	市の補助は必要であるが、事業者間の連携の支援がスムーズにいくように指導する必要がある。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	社会福祉法人・学校法人が当該補助事業以外に活動を行っているが、その活動は公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	連携施設の確保に努めるということでは、補助金の支出は適当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費は、本事業の支援を行う職員の人件費相当分としており、公費を充てるものとして妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 連携施設の確保は早期の取組みが必要と思われるため、本事業を継続することにより円滑な手続きが推進できる。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 改善すべき部分がないか検討する。		〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈まとめ〉

薩摩川内市地域型保育事業連携施設受入事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる薩摩川内市地域型保育事業連携施設受入事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業の要件)

第2条 地域型保育事業連携施設受入事業者は、次の各号に掲げるいずれかの支援を行うものとする。

- (1) 給食に関する必要な支援
- (2) 健康診断の合同での実施支援
- (3) 園庭の開放支援
- (4) 合同の保育支援
- (5) 運動会等のイベントの共同での実施支援
- (6) 児童の発達や家庭に関する相談支援
- (7) 緊急時の保育支援
- (8) 卒園児の受入れ支援

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条の支援に要する職員の人件費相当とし、年額660,000円を上限とする。ただし、連携を依頼する地域型保育事業者に複数の連携施設がある場合は、該当する連携施設の数で除した金額（千円未満の端数は切り捨て）とする。

2 年度途中からの連携施設受入が12月に満たない場合には、第3条1項の金額に「連携施設受入月数÷12」を乗じた額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該年度の6月30日とする。ただし、年度途中における申請については、当該年度の3月10日までとし、当該年度の2月1日までに連携に関する覚書を締結したものを交付対象とする。

2 補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保育支援予定表（様式第1号）
- (2) 連携に関する覚書の写し

(交付の基準)

第5条 補助金の交付の決定については、次の各号のいずれかに該当するときには、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条に掲げる事業の支援を実施していないと認められる

とき

(2) 連携施設の運営主体と地域型保育事業者の運営主体が同一であるとき又は同一とみなすことができるとき

(3) 前2号のほか、補助金を交付することが適当でないと認められるとき

(実績報告)

第6条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と求める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 地域型保育事業所との連携実績報告書(様式第2号)

(2) 第2条の支援に要する職員の給与支払い証明書

(3) 前2号のほか、特に必要と認められる書類

(補助事業者等の責務)

第7条 補助金交付を受けた補助事業者等は、本市の児童福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

平成 年 度 保 育 支 援 予 定 表

連携施設 _____ 印

地域型保育事業所 _____ 印

以下の内容について必要な支援を行う。

支 援 内 容
給食に関する必要な支援（連携施設からの給食の搬入）
給食に関する必要な支援（栄養士等による献立作成・相談）
その他給食に関する必要な支援
合同で健康診断の実施
園庭開放
合同保育
共同で運動会等のイベントの実施
児童の発達に関する相談や家庭に関する相談
緊急時の保育支援（家庭的保育事業等の保育士等の研修や病気、休暇時の対応）
卒園児受入
その他（ ）

様式第2号（第6条関係）

平成 年度 地域型保育事業所との連携実績報告書

連携施設 _____ 印
 地域型保育事業所 _____ 印

支援内容	実施回数
（例）園庭開放（〇時～〇時）	

地域型保育事業所卒園児の受入名簿

入園日	児 童 氏 名